

## 平成22年度普通交付税(市町村分)の算定結果の概要

### 普通交付税交付決定額

1,784.9億円 前年度比 +109.9億円(+6.6%)

### 臨時財政対策債発行可能額

580.5億円 前年度比 +209.2億円(+56.3%) 不交付団体を除く。

#### 1 普通交付税交付決定額

平成22年度の普通交付税交付決定額は、1,784.9億円となり、前年度比109.9億円増(+6.6%)となった。この要因は、次のとおりである。なお、女川町を除く34団体が交付団体である。

基準財政需要額については、地方財政計画において特別枠として「地域活性化・雇用等臨時特例費」(9,850億円)が創設され、これに対応して普通交付税では、「人」を大切に作る施策を地域の実情に応じて実施できるよう臨時費目「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」(4,500億円)の創設及び「活性化推進特例費」(5,350億円)として関係費目の単位費用の増額が行われたことなどにより、前年度比179.7億円増(+3.8%)となった。(臨時財政対策債振替前, 錯誤反映後)

基準財政収入額については、市町村民税所得割において昨今の経済状況を勘案し単位税額が抑えられたこと、市町村民税法人税割において一昨年からの景気低迷を受けて平成21年度調定額が大きく減少したことなどにより、前年度比139.0億円減(-5.2%)となった。(錯誤反映後)

により、財源不足額が前年度比318.7億円増(+15.5%)と大幅に増加した一方で、臨時財政対策債発行可能額が前年度比209.2億円増(+56.3%)となったため、調整率を乗じた後の交付決定額は前年度比109.9億円増(+6.6%)となった。

- ・普通交付税 = 交付基準額(財源不足額) - 基準財政需要額 × 調整率(今年度は0.000819354)
- ・交付基準額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
- ・基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数
- ・基準財政収入額 = 標準税収入(減収補てん特例交付金を含む) × 75% + 地方特例交付金等

< 普通交付税交付決定額の都市区分別内訳 >

(単位:千円, %)

		平成22年度	平成21年度	増減額	増減率
内 訳	大 都 市	22,979,873	21,853,874	1,125,999	5.2
		(49,077,082)	(37,033,204)	(12,043,878)	(32.5)
	都 市	108,140,420	102,063,705	6,076,715	6.0
		(129,680,346)	(116,692,124)	(12,988,222)	(11.1)
	町 村	47,365,551	43,580,346	3,785,205	8.7
		(57,776,432)	(50,901,705)	(6,874,727)	(13.5)
県 計		178,485,844	167,497,925	10,987,919	6.6
		(236,533,860)	(204,627,033)	(31,906,827)	(15.6)
県 計 (除大都市)		155,505,971	145,644,051	9,861,920	6.8
		(187,456,778)	(167,593,829)	(19,862,949)	(11.9)

不交付団体を除く錯誤反映後の額。( )内の数値は臨時財政対策債発行可能額を含めた実質的な地方交付税額。

## 2 臨時財政対策債発行可能額

平成22年度の臨時財政対策債発行可能額(不交付団体を除く。)は580.5億円となり、前年度比209.2億円増(+56.3%)となった。これは地方税収や地方交付税の原資である国税収入の大幅な減少や社会保障関係経費の自然増、公債費の高水準での推移などにより、財源不足額が大幅に拡大したためである。

なお、臨時財政対策債発行可能額の急増に対応するため、財政力の弱い地方公共団体への配慮として発行可能額の算出方法を見直し、前年度までの人口基礎方式に加え、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式が導入されている。

### 臨時財政対策債

地方の財源不足額を国と地方が折半して補てんするため、地方負担分については平成13年度から臨時財政対策債の発行により補てん措置を講じてきたもので、後年度に発生する元利償還金については、全額が基準財政需要額に算入される。

なお、普通交付税の交付基準額は、基準財政需要額から臨時財政対策債発行可能額を控除した後の額から基準財政収入額を控除して求められるため、臨時財政対策債発行可能額の増減が交付基準額の増減要因となる。

<臨時財政対策債発行可能額の都市区分別内訳>

(単位:千円,%)

		平成22年度			平成21年度	増減額	増減率
		人口基礎	財源不足額基礎	合計			
内 訳	大 都 市	15,214,494	10,882,715	26,097,209	15,179,330	10,917,879	71.9
	都 市	14,662,256	6,877,670	21,539,926	14,628,419	6,911,507	47.2
	町 村	7,338,340	3,072,541	10,410,881	7,321,359	3,089,522	42.2
県 計		37,215,090	20,832,926	58,048,016	37,129,108	20,918,908	56.3
県計(除大都市)		22,000,596	9,950,211	31,950,807	21,949,778	10,001,029	45.6

不交付団体を除く額。

## 3 交付団体の状況

### (1) 前年度の交付決定額を上回った団体

平成22年度においては、全団体(34団体)が前年度の交付決定額を上回った(前年度比9団体増。前年度団体数には旧本吉町を含む)。

<対前年度比増加率別内訳>

増 加 率	団 体 数	団 体 名
10%以上	10 (2)	多賀城市,岩沼市,蔵王町,柴田町,亘理町,松島町,七ヶ浜町,利府町,富谷町,大衡村
5%以上10%未満	20 (9)	仙台市,塩竈市,気仙沼市,白石市,名取市,角田市,登米市,東松島市,大崎市,大河原町,村田町,丸森町,山元町,大和町,大郷町,色麻町,加美町,涌谷町,美里町,南三陸町
5%未満	4 (14)	石巻市,栗原市,七ヶ宿町,川崎町
合 計	34 (25)	

( )内の数値は、前年度の団体数である。ただし、当該団体数には、旧本吉町を含む。

### (2) 前年度の交付決定額を下回った団体

平成22年度において、前年度の交付決定額を下回った団体はなかった。

## 4 不交付団体の状況

平成22年度における不交付団体は引き続き女川町のみであり、その概要は以下のとおりである。

(単位:千円,%)

	平成22年度	平成21年度	増減額	増減率
基準財政需要額	2,755,112	2,587,123	167,989	6.5
基準財政収入額	3,221,584	3,225,052	△ 3,468	△ 0.1
財源超過額	466,472	637,929	△ 171,457	△ 26.9

臨財債振替後、錯誤反映後の額。

5 合併団体の状況

合併算定替による交付基準額の特例加算額	196.2億円(23.8%加算)
臨時財政対策債発行可能額の特例加算額	51.1億円(41.2%加算)
合併補正による基準財政需要額の増加額	5.6億円

宮城県の合併9団体は合併した翌年度から15年間(合併した日が4月1日の場合、合併した年度を含めて16年間)、旧合併特例法第11条による「普通交付税額の算定の特例(合併算定替)」が行われている。ただし気仙沼市については、当該合併算定替の対象となるのは気仙沼市と唐桑町による1次合併のみで、気仙沼市と本吉町による2次合併については、改正前合併特例法第17条により合併した翌年度から10年間の合併算定替となっている。

合併算定替

普通交付税算定年度の4月1日現在において、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して、合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算を、合併市町村の財源不足額とすること。

平成22年度の合併9団体の合併算定替による交付基準額の特例加算額は196.2億円であり、一本算定による算定額に23.8%加算されている。これは、小規模団体ほど人口1人当たりの行政経費が割高になる点を補正する段階補正が、新団体の一本算定よりも旧団体ごとに算定する合併算定替の方が有利になることなどによるものである。また、臨時財政対策債発行可能額の算定替による特例加算額は51.1億円であり、交付基準額に臨時財政対策債発行可能額を加えた場合の増加額は、247.3億円である。なお、基準財政需要額の特例加算額を調整率で割落とした額が、実際の交付額に対する加算額となり、交付額ベースでは196.1億円の加算となっている。

< 合併団体の交付基準額等 >

(単位:千円,%)

団体名		合併算定替	一本算定	特例による加算額 ( - )	加算率 /	交付額ベース 合併算定替加算額	合併補正
石巻市	A	19,386,254	16,057,420	3,328,834	20.7	3,326,107	0
	B	3,984,440	3,011,205	973,235	32.3		
	計	23,370,694	19,068,625	4,302,069	22.6		
気仙沼市	A	9,680,876	8,558,460	1,122,416	13.1	1,121,496	122,540
	B	1,668,826	1,385,608	283,218	20.4		
	計	11,349,702	9,944,068	1,405,634	14.1		
登米市	A	17,831,391	13,437,643	4,393,748	32.7	4,390,148	0
	B	2,632,052	1,593,016	1,039,036	65.2		
	計	20,463,443	15,030,659	5,432,784	36.1		
栗原市	A	18,813,599	14,088,310	4,725,289	33.5	4,721,417	0
	B	2,511,428	1,460,648	1,050,780	71.9		
	計	21,325,027	15,548,958	5,776,069	37.1		
東松島市	A	5,195,244	4,633,178	562,066	12.1	561,605	0
	B	951,700	814,129	137,571	16.9		
	計	6,146,944	5,447,307	699,637	12.8		
大崎市	A	17,442,187	13,739,285	3,702,902	27.0	3,699,868	356,475
	B	3,656,017	2,583,144	1,072,873	41.5		
	計	21,098,204	16,322,429	4,775,775	29.3		
加美町	A	6,385,368	5,504,953	880,415	16.0	879,694	0
	B	879,532	593,118	286,414	48.3		
	計	7,264,900	6,098,071	1,166,829	19.1		
美里町	A	3,661,060	3,203,224	457,836	14.3	457,461	46,339
	B	703,709	560,218	143,491	25.6		
	計	4,364,769	3,763,442	601,327	16.0		
南三陸町	A	3,566,409	3,115,656	450,753	14.5	450,384	38,641
	B	518,329	399,387	118,942	29.8		
	計	4,084,738	3,515,043	569,695	16.2		
合計	A	101,962,388	82,338,129	19,624,259	23.8	19,608,180	563,995
	B	17,506,033	12,400,473	5,105,560	41.2		
	計	119,468,421	94,738,602	24,729,819	26.1		

A:交付基準額, B:臨時財政対策債発行可能額, 合併補正は合併後5カ年の措置であるため、平成20年度から対象外となっている加美町に加え、今年度から石巻市、登米市、栗原市、東松島市が対象外となった。

## 6 平成22年度算定の特徴

### (1) 雇用対策・地域資源活用臨時特例費

需要額 47.1億円(不交付団体を除く。)

導入目的 雇用対策や、地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取り組みなど、「人」を大切にする施策を地域の実情に応じて実施できるよう必要な経費を算定するもの(平成22年度の臨時費目)

全国の総額は4,500億円で、都道府県2,250億円、市町村2,250億円となっている。算定は、各団体の人口を測定単位とし、人口規模のコスト差(段階補正)のほか、雇用対策の取り組みに係る指標として自主財源比率と第一次産業就業者比率、地域資源を活用した取り組みに係る指標として年少者人口割合、高齢者人口割合及び市町村民1人当たり農業産出額を反映して算定する。また、合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算する合併算定替を適用することにより財源を確保することとしている。

<雇用対策・地域資源活用臨時特例費の都市区分別内訳>

(単位:千円,%)

		平成22年度	基準財政需要額 に対する割合	参考: 地域雇用創出推進費との比較		
				H21	増減額	増減率
内訳	大都市	427,600	0.2	701,680	△ 274,080	△ 39.1
	都市	2,877,630	1.4	3,021,163	△ 143,533	△ 4.8
	町村	1,401,883	1.5	1,406,131	△ 4,248	△ 0.3
	県計	4,707,113	1.0	5,128,974	△ 421,861	△ 8.2
	県計(除大都市)	4,279,513	1.4	4,427,294	△ 147,781	△ 3.3

不交付団体を除く額。基準財政需要額は、臨財債振替前、錯誤反映前の額。

### (2) 活性化推進特例費

導入目的 安心して暮らせる地域づくり、子育てや高齢者の生活支援、疲弊した地域の活性化、緑の分権改革につながる豊かな地域資源の活用など、地方公共団体が地域のニーズに適切に対応した行政サービスが提供できるよう必要な経費を算定するもの

全国の総額は5,350億円で、都道府県2,500億円、市町村2,850億円となっている。算定は、関連項目に係る単位費用の増額により対応する。

### (3) 頑張る地方応援プログラム

需要額 37.8億円(不交付団体を除く。)

導入目的 やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、平成19~21年度に交付税算定による支援措置が行われてきた。(平成22~24年度は激変緩和措置期間)

算定は、行政改革の実績を示す指標(歳出削減率、徴収率)、出生率、ごみ処理量、農業産出額、小売業年間商品販売額、製造品出荷額、事業所数、若年者就業率及び転入者人口を用いて、これらの成果指標が向上した団体に対し、その程度に応じて割り増し算定を行ってきた。

期間満了となった今年度から平成24年度までは、プログラムによる施策の成果が一定程度続くことを想定し、激変緩和措置(平成22年度は1/2)を講じている。なお、行革指標を用いた算定については、昨年度と同様の算定方法となっている。

< 頑張る地方応援プログラムに係る増加需要額の都市区分別内訳 >

(単位:千円)

	歳出削減	徴収率	出生率	ごみ 処理量	農業 産出額	小売業年間 商品販売額	製造品 出荷額	事業所数	若年者 就業率	転入者 人口	合計	
内 訳	大都市	67,659 ( 8,960)	43,386 ( 8,062)	17,835 ( 29,520)	0 (0)	0 (0)	27,064 ( 24,705)	110,508 ( 34,445)	0 (0)	15,787 (11,646)	282,239 ( 94,046)	
	都市	2,052,358 (456,455)	25,797 ( 3,470)	42,630 ( 47,228)	26,568 ( 79,285)	18,745 ( 19,726)	39,796 ( 48,116)	3,174 ( 23,335)	21,005 ( 58,403)	43,324 ( 42,271)	33,181 ( 14,391)	2,306,578 (120,230)
	町村	937,480 (107,493)	19,720 (199)	22,757 ( 22,071)	7,409 ( 28,830)	37,022 ( 35,143)	54,072 ( 47,421)	28,946 ( 39,019)	31,269 ( 41,020)	38,777 ( 37,249)	11,988 ( 8,173)	1,189,440 ( 151,234)
県 計	3,057,497 (554,988)	88,903 ( 11,333)	83,222 ( 98,819)	33,977 ( 108,115)	55,767 ( 54,869)	93,868 ( 95,537)	59,184 ( 87,059)	162,782 ( 133,868)	82,101 ( 79,520)	60,956 ( 10,918)	3,778,257 ( 125,050)	
県 計 (除大都市)	2,989,838 (563,948)	45,517 ( 3,271)	65,387 ( 69,299)	33,977 ( 108,115)	55,767 ( 54,869)	93,868 ( 95,537)	32,120 ( 62,354)	52,274 ( 99,423)	82,101 ( 79,520)	45,169 ( 22,564)	3,496,018 ( 31,004)	

不交付団体を除く額。上段は今年度の需要額で、下段()内は前年比増減額である。

(4) 段階補正・人口急減補正の見直し

需 要 額 24.3 億円程度 (不交付団体を除く。)

目 的 条件不利地域や小規模市町村等において、必要な行政サービスを実施できるよう、人口や面積による機械的な計算では補足できない財政需要をきめ細かく算定し、財政力の弱い市町村に手厚く配分するために、段階補正、人口急減補正の見直しを行う。

全国総額で段階補正の見直しは700億円程度の復元、人口急減補正の見直しは200億円程度の充実を図ることとしている。算定は、段階補正については標準団体(人口10万人)未満の団体の段階補正係数を一律引き上げし、人口急減補正については、従来の人口急減補正の算式に加え、条件不利地域については過去20年間の人口減少率が全国平均以上である場合、その差に応じて需要額を割増する新たな算式を追加し、算出値の大きい方を人口急減補正係数として採用する。

< 段階補正、人口急減補正の見直しによる影響額 >

(単位:千円,%)

	段階補正影響額	人口急減補正影響額	合計	基準財政需要額 に対する割合	
内 訳	大 都 市	0	0	0.0	
	都 市	1,434,513	217,362	1,651,875	0.8
	町 村	743,988	38,804	782,792	0.9
県 計	2,178,501	256,166	2,434,667		

不交付団体を除く。基準財政需要額は、臨財債振替前、錯誤反映前の額。

## 平成22年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	平成22年度 普通交付税 A	平成21年度 普通交付税 B	増減額 (A - B) C	増減率 (C / B) D	H22普通交付税 + 臨時財政対策債 E	H21普通交付税 + 臨時財政対策債 F	増減額 (E - F) G	増減率 (G / F) H
仙台市	22,979,873	21,853,874	1,125,999	5.2	49,077,082	37,033,204	12,043,878	32.5
石巻市	19,358,447	18,905,532	452,915	2.4	23,342,887	21,530,009	1,812,878	8.4
塩竈市	4,952,266	4,658,503	293,763	6.3	6,103,101	5,417,289	685,812	12.7
気仙沼市	9,668,076	9,179,834	488,242	5.3	11,336,902	10,356,891	980,011	9.5
白石市	4,513,704	4,219,993	293,711	7.0	5,321,768	4,740,264	581,504	12.3
名取市	2,660,495	2,430,362	230,133	9.5	3,983,029	3,297,520	685,509	20.8
角田市	3,562,569	3,353,948	208,621	6.2	4,267,995	3,798,773	469,222	12.4
多賀城市	2,685,395	2,054,888	630,507	30.7	3,934,159	2,864,011	1,070,148	37.4
岩沼市	1,529,158	1,269,628	259,530	20.4	2,428,998	1,843,565	585,433	31.8
登米市	17,811,195	16,957,552	853,643	5.0	20,443,247	18,901,223	1,542,024	8.2
栗原市	18,792,955	17,993,496	799,459	4.4	21,304,383	19,910,223	1,394,160	7.0
東松島市	5,188,359	4,914,903	273,456	5.6	6,140,059	5,579,032	561,027	10.1
大崎市	17,417,801	16,125,066	1,292,735	8.0	21,073,818	18,453,324	2,620,494	14.2
蔵王町	1,820,996	1,623,584	197,412	12.2	2,216,158	1,890,453	325,705	17.2
七ヶ宿町	829,182	812,275	16,907	2.1	984,648	932,693	51,955	5.6
大河原町	1,724,668	1,640,886	83,782	5.1	2,240,781	1,989,171	251,610	12.6
村田町	1,906,825	1,742,856	163,969	9.4	2,271,125	1,991,663	279,462	14.0
柴田町	2,505,979	2,231,162	274,817	12.3	3,287,924	2,750,427	537,497	19.5
川崎町	2,246,923	2,148,065	98,858	4.6	2,573,157	2,406,987	166,170	6.9
丸森町	3,455,053	3,277,285	177,768	5.4	3,857,339	3,588,143	269,196	7.5
亘理町	2,654,418	2,344,025	310,393	13.2	3,371,337	2,810,584	560,753	20.0
山元町	2,375,877	2,192,332	183,545	8.4	2,781,143	2,487,532	293,611	11.8
松島町	1,784,082	1,471,634	312,448	21.2	2,200,001	1,753,580	446,421	25.5
七ヶ浜町	1,335,039	1,162,097	172,942	14.9	1,803,564	1,495,506	308,058	20.6
利府町	829,884	697,561	132,323	19.0	1,505,552	1,146,555	358,997	31.3
大和町	1,946,272	1,803,934	142,338	7.9	2,536,523	2,174,391	362,132	16.7
大郷町	1,430,630	1,338,454	92,176	6.9	1,734,507	1,559,321	175,186	11.2
富谷町	1,597,247	1,339,807	257,440	19.2	2,454,211	1,900,537	553,674	29.1
大衡村	865,902	743,589	122,313	16.4	1,123,887	910,968	212,919	23.4
色麻町	1,808,449	1,702,494	105,955	6.2	2,075,862	1,915,710	160,152	8.4
加美町	6,378,262	6,002,241	376,021	6.3	7,257,794	6,679,789	578,005	8.7
涌谷町	2,651,140	2,519,499	131,641	5.2	3,060,158	2,821,296	238,862	8.5
美里町	3,656,243	3,392,167	264,076	7.8	4,359,952	3,884,286	475,666	12.2
女川町	0	0	0		229,110	228,577	533	0.2
南三陸町	3,562,480	3,394,399	168,081	5.0	4,080,809	3,812,113	268,696	7.0
大都市計	22,979,873	21,853,874	1,125,999	5.2	49,077,082	37,033,204	12,043,878	32.5
都市計	108,140,420	102,063,705	6,076,715	6.0	129,680,346	116,692,124	12,988,222	11.1
町村計	47,365,551	43,580,346	3,785,205	8.7	58,005,542	51,130,282	6,875,260	13.4
町村計 (除女川町)	47,365,551	43,580,346	3,785,205	8.7	57,776,432	50,901,705	6,874,727	13.5
県計	178,485,844	167,497,925	10,987,919	6.6	236,762,970	204,855,610	31,907,360	15.6
県計 (除女川町)	178,485,844	167,497,925	10,987,919	6.6	236,533,860	204,627,033	31,906,827	15.6
県計 (除仙台市・女川町)	155,505,971	145,644,051	9,861,920	6.8	187,456,778	167,593,829	19,862,949	11.9
合併団体計	101,833,818	96,865,190	4,968,628	5.1	119,339,851	109,106,890	10,232,961	9.4
非合併団体計	76,652,026	70,632,735	6,019,291	8.5	117,423,119	95,748,720	21,674,399	22.6
非合併団体計 (除女川町)	76,652,026	70,632,735	6,019,291	8.5	117,194,009	95,520,143	21,673,866	22.7
非合併団体計 (除仙台市・女川町)	53,672,153	48,778,861	4,893,292	10.0	68,116,927	58,486,939	9,629,988	16.5

(注)合併団体の交付額は、合併算定替により算定した額である。